

## 平成31年度海外ウラン探鉱支援助成金交付事業の公募（第2回）について

平成31年4月24日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構では、海外ウラン探鉱支援助成金交付事業について案件の公募を行います。実施希望の案件がございましたら、下記により期日までに申請書の提出をお願いします。

### 記

1. 調査事業名： 海外ウラン探鉱支援助成金交付事業  
(詳細は別紙「海外ウラン探鉱支援助成金交付事業の概要」を参照してください)
2. 受付期間： 平成31年4月24日（水）～平成31年10月31日（木）
3. 審査： 当機構が定める審査基準に基づき、提出された申請書の内部審査及び外部審査を行い、経済産業省資源エネルギー庁長官の同意を得た上で、採択の可否を決定いたします。  
なお、所定の予算に達した場合は、受付終了前でも募集を終了する可能性がある旨、予めご了承ください。
4. 提出先： 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
資源探査部 ウラン探査チーム  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号  
虎ノ門ツインビルディング  
TEL：03-6758-8028（資源探査部代表）  
FAX：03-6758-8058
5. 提出書類： ①助成金交付申請書（別添様式第1）  
②添付書類
  - ・本邦法人等の概要（定款、財務諸表等）
  - ・共同外国法人の概要  
(定款、財務諸表、調査を実施する権利の取得を証する書類等)
  - ・共同外国法人との当該事業に係る契約書の写し
  - ・当該事業の概要（別添様式第2）
  - ・平成31年度事業計画書（別添様式第3）
  - ・その他機構が必要と認める書類

以上

別紙

## 海外ウラン探鉱支援助成金交付事業の概要

海外ウラン探鉱支援助成金交付事業とは、海外において外国法人と共同してウランの探鉱に必要な地質構造の調査（以下「ウラン調査」という。）を行う本邦法人等（※）に対し、当該調査に必要な資金に充てるための助成金を交付する事業です。

（※海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第 2 条参照）

① 対象鉱種

ウラン鉱

② 助成期間

助成事業が同一地域において複数年度にわたって実施される場合、助成期間は 5 事業年度以内です。（ただし、各年度の関係予算成立が前提で、毎年度申請が必要です。）

③ 助成金の対象費用

衛星画像解析、地形図作成、地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査、坑道調査、選鉱試験、プロジェクトの評価等に要する費用、プロジェクトの間接経費等の支出金並びに上記活動を目的とする融資・出資で、助成事業において当機構の採択日から事業が完了する日（原則平成 3 2 年 2 月末日）までの間に実施された調査が対象となります。

また、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第 1 7 条第 1 項に規定する実績報告書及び同条第 2 項に規定する調査報告書を、機構が指定する日までにご提出いただきます。

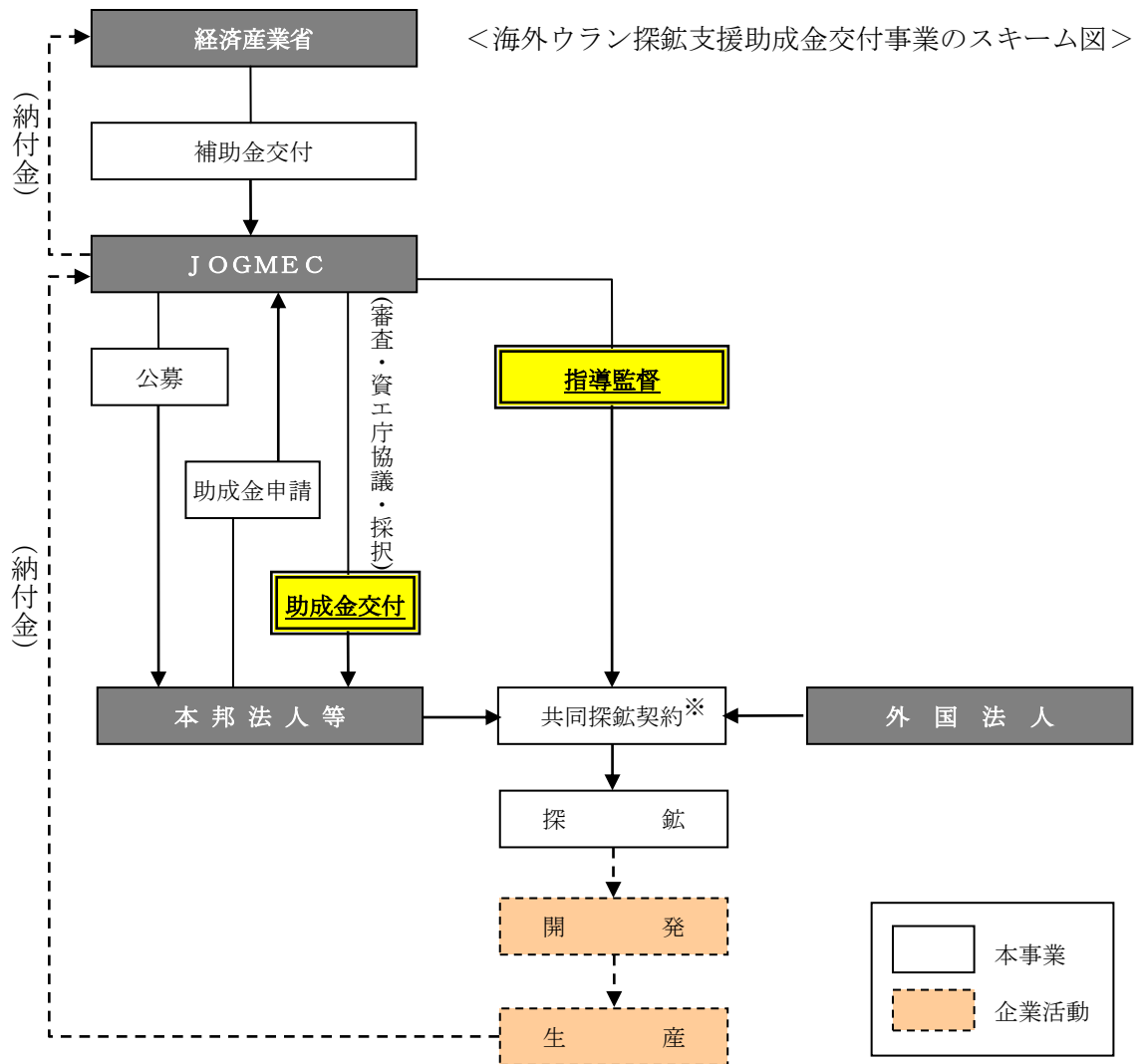
④ 助成金の限度額

交付される助成金の限度額は、ウラン調査に要する費用のうち、本邦法人等が負担する金額の 1 / 2 以内です。

⑤ 納付金

助成事業のために行ったボーリング調査によりウランの鉱床が発見され、これにより利益を受ける場合及び助成事業のために行った融資・出資により収益を受けたときは、その収益の一部を納付金として納付していただきます。

⑥ 実施体制フロー



※上記スキーム図は、本邦法人等が外国法人との共同探鉱契約に基づき探鉱費を支出する場合がありますが、融資・出資による場合もこれに準じます。

⑦ 実施細則・審査基準等

申請にあたっては、当機構が定める[海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則](#)、[海外ウラン探鉱支援助成金交付事業審査基準](#)及び[海外ウラン探鉱支援助成金交付事業納付金納付要領](#)を精読した上で、これらの規定を理解し、遵守することを前提として申請を行ってください。